

○ データ・サンプル取扱規程

(平 1 9 規程第 3 号 平成 1 9 年 5 月 2 3 日)

改正 平 1 9 規程第 1 8 号 平成 1 9 年 8 月 2 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）におけるデータ・サンプルの取扱について必要な事項を定め、もってデータ・サンプルの適正な保管、管理、公開及び利用の促進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「データ」とは、調査・観測データ、シミュレーションデータ、画像（動画、静止画、写真を含む）、図面等の調査研究等で得られた各種情報及びそれらを記録した媒体を指す。

(2) 「サンプル」とは、生物、堆積物、岩石、海水等の調査研究等で得られた標本を指す。サンプルが増殖・繁殖可能なものである場合には、その増殖物・繁殖物も含む。

(3) 「役職員」とは、制文規程（平 1 7 規程第 6 0 号）第 3 条に定める役職員をいう。

(4) 「メタデータ」とは、データ・サンプルの種類、取得位置、取得日時、保管者、取得方法、精度等の管理及び利用に必要な情報をいう。

(5) 「公開」とは、機構がデータ又はサンプルを次の方法により、利用可能な状態にすることをいう。

ア データをウェブサイトに掲示すること

イ ウェブサイトに掲示することが困難であるデータ又はサンプルのメタデータを、ウェブサイトに掲示して、利用申請できるようにすること

(6) 「船舶等」とは、機構が保有する船舶、潜水調査船及び無人探査機であって、別表に定めるものをいう。

(データ・サンプルの帰属)

第 3 条 機構の施設・設備等を利用して得られた又はその際に派生して得られたデータ・サンプルは、機構以外の者（以下「外部機関」という。）との間で特別な契約がある場合を除き、機構の帰属とする。

2 役職員が機構の業務として外部機関が保有する船舶、潜水調査船、及び無人探査機を利用してデータ・サンプルを得る場合、機構は、当該外部機関との契約により、データ・サンプルの帰属その他取扱に必要な事項を事前に決定しなければならない。

3 前項の契約により機構の帰属となったデータ・サンプルについても、当該契約の定めに反しない範囲で、この規程を適用するものとする。

(管理体制)

第 4 条 データ・サンプルの取扱に係る管理体制は、次の各号のとおりとする。

(1) 情報管理部署

海洋地球情報部データ統合・解析グループが担当し、データの管理及びデータ・サンプルの取扱に関する総括を行う。

(2) 知財管理部署

経営企画室評価交流課が担当し、データ・サンプルに係る知的財産権に関する事務を行う。

(3) サンプル保管部署

細則に定める各部署が担当し、情報管理部署の総括のもと、各サンプルの保管を行う。

(4) データ・サンプル取扱責任者

海洋地球情報部長をもって充て、データ・サンプルの取扱に関する責任者とする。

(5) サンプル保管責任者

細則に定める者をもって充て、サンプルの保管に関する責任者とする。

(データ・サンプルの公開、利用)

第5条 機構は、データ・サンプルをこの規程、規則、細則及び業務マニュアルの定めに従い公開する。

2 機構は、データ・サンプルを科学的・教育的目的で利用に供する場合、実費を除き、これを無償で供するものとする。

3 機構は、データ・サンプルを前項以外の目的で利用に供する場合、これを有償とすることができる。その際、機構は、当該外部機関とデータ・サンプルの取扱に関する必要な条件を明示した契約を締結しなければならない。

4 機構は、サンプルを外部機関の利用に供する場合は、当該サンプルの適切な保管及び返却を条件とする。ただし、返却が困難な場合は、この限りではない。

5 役職員が、機構に帰属するデータ・サンプルを第2項に掲げる目的以外の目的に利用しようとする場合には、事前に当該目的に応じ、諸規程に定められた手続きを行わなければならない。

6 役職員は、機構の承認を得ることなく、データ・サンプルを外部機関の利用に供してはならない。

7 役職員は、外部機関のデータ・サンプルを利用する場合、書面の取り交わし等適切な方法で利用条件の確認を行わなければならない。

(データ・サンプル公開猶予期間)

第6条 機構は、データ・サンプルの公開を猶予する一定の期間（以下「公開猶予期間」という。）を設ける。

2 公開猶予期間内のデータ・サンプルの利用は、当該データ・サンプルの取得者等、許可された者に限り、これを可能とする。

(データ・サンプルの譲渡、廃棄)

第7条 役職員は、データ・サンプルの譲渡又は廃棄を行う場合は、関係する諸規程に従って適切にこれを行わなければならない。

(データ・サンプルの公開等の制限等)

第8条 機構は、次の各号に該当する場合、データ・サンプルの公開、譲渡等を禁止又は制限することができる。

- (1) 法令に違反する恐れがある場合
- (2) 取扱に危険が伴うと考えられる場合
- (3) 個人のプライバシーを侵害する恐れがある場合
- (4) 相手先に適切な管理をする能力がないと考えられる場合
- (5) 相手先が無断で第三者に貸与又は譲渡する恐れがある場合
- (6) その他機構が必要と判断した場合

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については規則、細則及び業務マニュアルで別に定める。

附 則

(適用範囲)

第1条 この規程の適用範囲は、船舶等（但し、「白鳳丸」及び「淡青丸」を除く）を利用して取得されたデータ・サンプル及びその際に派生して取得されたデータ・サンプルとする。

2 その他の施設・設備等で取得されたデータ・サンプル及びその際に派生して取得されたデータ・サンプルについては、別途定める。

(施行日)

第2条 この規程は、平成19年5月23日から施行し、それ以降に実施する「ちきゅう」の航

海から適用する。「ちきゅう」以外の船舶等（但し、「白鳳丸」及び「淡青丸」を除く）については、平成20年度に実施する航海から適用する。

附 則（平19規程第18号）
この規程は、平成19年9月1日から施行する。

別表： 「船舶等」

船舶	「なつしま」、「かいよう」、「よこすか」、「かいいい」、「みらい」、 「白鳳丸」、「淡青丸」、「ちきゅう」
潜水調査船・無人探査機	「ディープ・トウ」、「しんかい 6500」、「ハイパードルフィン」、 「かいこう 7000Ⅱ」、「うらしま」

○機構の船舶等により得られたデータ・サンプル取扱規則
(平19規則第2号 平成19年5月23日)
改正 平19規則第69号 平成19年11月1日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）データ・サンプル取扱規程（平19規程第3号、以下「取扱規程」という。）第9条に基づき、機構の船舶等によって得られたデータ・サンプルの取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語は、取扱規程の定めに従う他、次の各号の定めるところとする。

(1) 「クルーズサマリー」とは、データ・サンプルを取得した航海の概要を短くまとめたものをいう。

(2) 「クルーズレポート」とは、データ・サンプルを取得した航海の目的、実施項目、実施日程、使用機器、実施状況その他観測の記録として航海終了時において必要な情報をとりまとめたものをいう。

(3) 「首席研究者」とは、海洋調査船及び海洋地球研究船運用規程（平16規程第37号）第2条に定める首席研究者をいう。

(4) 「課題採択研究者」とは、船舶等を用いて行われる調査・観測の課題を機構に対して提案し採択された者（共同で研究を行う者も含む）をいう。

(5) 「課題代表研究者」とは、課題採択研究者を統括する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、船舶等（但し、「白鳳丸」、「淡青丸」及び「ちきゅう」を除く。）を利用して取得されたデータ・サンプル及びその際に派生して取得されたデータ・サンプルについて適用される。

(公開猶予期間)

第4条 機構は、取扱規程第6条に基づき、次の各号に定める者に対し、公開猶予期間内の利用許可を与える。

(1) 当該データ・サンプルを取得した課題採択研究者

(2) その他細則等に定められた者

2 公開猶予期間は別表に定める。但し、第5条第3項により公開が猶予された場合又は第6条第2項に定める協議の結果、別な取決がなされた場合は、それに従うものとする。

3 公開猶予期間内であっても課題採択研究者から、首席研究者の了解を得た上で、公開猶予期間短縮の申請があれば、情報管理部署は当該データ・サンプルの公開猶予期間を短縮し、これを終了させることができる。

4 情報管理部署は、前2項の定めに関わらず、法令で提出を義務づけられている場合や表層水温観測（BATHY）・海洋観測（TESAC）通報式その他の国際的な取決による場合には、公開猶予期間に関わらず、それぞれの法令や取決で定められているデータ・サンプルの提出、

公開等の手続をとることができる。

(データ・サンプルの産業利用等に関する手続)

第5条 情報管理部署は、データ・サンプルについて、以下の各号に関する申請を受け付ける。

(1) 産業利用

(2) 知的財産としての権利化

2 情報管理部署担当理事は前項の申請があった場合、申請内容を審査の上、判定する。

3 前項で承認されたものについて、知財管理部署は、必要に応じ、権利確保のための手続を行うものとし、その間、情報管理部署は、当該データ・サンプルの公開を猶予する。

4 第1項以外の申請があった場合は、理事長が取扱を定める。

(課題管理部署の業務)

第6条 研究船運航部計画推進グループ(以下「課題管理部署」という。)グループリーダーは、首席研究者及び課題採択研究者の中に機構以外の者を含む場合には、課題採択時に、課題代表研究者とデータ・サンプルの取扱について、この規則及び関連諸規程に基づいた取決を交わさなければならない。

2 課題管理部署は、課題採択時において、公開猶予期間の延長、取得されるサンプルの保管場所・保管方法などについて特別な対処が必要と考える場合には、課題採択研究者(予定者)及び関係者と取決をした上で、採択することができる。

3 課題管理部署は、課題採択情報その他管理に必要な情報を情報管理部署とサンプル保管部署に通知する。

(航海終了直後のデータ・サンプル等の提出)

第7条 首席研究者は、航海終了後、別表で定められた期間内に、その航海で得られた以下のものを、情報管理部署に提出しなければならない。

(1) 航海終了時の状態のデータ(画像については原本)及びメタデータ

(2) クルーズサマリー及びクルーズレポート

2 課題代表研究者は、自らの課題で得られたサンプルを取りまとめ、別表等で定められた期間内に、保存用のサンプルをその種類毎にサンプル保管部署に提出しなければならない。但し、課題採択時に保存用サンプルの提出が免除されている場合及び、当該サンプルを作業用の部分と保存用の部分に分割することが適当ではないと首席研究者及び課題代表研究者が判断した場合は、この限りではない。

(公開猶予期間内のデータ・サンプルの提出)

第8条 課題代表研究者は、公開猶予期間内に課題採択研究者によって事後処理(補正、品質管理等)が行われたデータを情報管理部署に提出しなければならない。

2 課題採択研究者は、公開猶予期間内にサンプルの作業用の部分について、作業後の残部分をサンプル保管部署に提出しなければならない。但し、作業後の残部分が保管に値しない状態になったとサンプル保管部署の長が認めたサンプルについてはこの限りではない。

3 課題採択研究者は、公開猶予期間内に利用中のデータ・サンプルについてメタデータ

に変更（移動等）があれば、その都度情報管理部署に通知する。

（課題採択研究者のデータ・サンプルの保管管理義務）

第9条 課題採択研究者は、取得したデータ・サンプルを、第7条及び第8条に基づき機構に提出するまでの間、適切に保管しなければならない。

（データ・サンプル提出後の処置）

第10条 情報管理部署は、第7条及び第8条に基づきデータ等を情報管理部署に提出した者に対して受領証を発行し、課題管理部署に対してそれを通知する。

2 サンプル保管部署は、第7条及び第8条に基づきサンプルをサンプル保管部署に提出した者に対して受領証を発行し、情報管理部署及び課題管理部署に対してそれを通知する。

（データ・サンプルの保管）

第11条 情報管理部署及びサンプル保管部署は、提出されたデータ・サンプル及びそれらのメタデータを、適切に保管し、散逸や汚損を防止するものとする。

2 サンプル保管責任者及びデータ・サンプル取扱責任者は、機構で保管できないと判断したサンプルについては、課題採択研究者と協議の上保管場所を定めることができる。

3 サンプルを機構外で保管する場合は、課題採択研究者が所在、残量等の情報を情報管理部署に提出する。

（データ・サンプルの譲渡、廃棄）

第12条 データ・サンプルの譲渡又は廃棄については、情報管理部署又はサンプル保管部署が発議し、情報業務委員会設置規則（平16規則第16条）第2条に基づき、情報業務委員会データ管理部会（以下「データ管理部会」という。）にて審議を行う。

2 安全・健康又は環境への悪影響その他の危険が懸念され緊急な対応が必要と考えられる場合、サンプル保管責任者は、自らの判断において適切な方法で廃棄することができる。その場合は事後速やかにデータ管理部会及びデータ・サンプル取扱責任者に報告する。

3 前二項に定めるもののほか、データ・サンプルの性質により他の諸規程に廃棄に関する特段の定めがある場合は、役職員は、当該規定に従うものとする。

（成果の提出）

第13条 課題採択研究者は、データ・サンプルを利用した成果を公表しなければならない。また、課題採択研究者は、公表した成果を課題管理部署に届出なければならない。

（違反への対応）

第14条 機構は、課題採択研究者及び利用者がこの規則に定めるものの他関係諸規程等に違反した場合は、以降の公募において対象者から除外する等の適切な処置をとることができる。

（雑則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については細則及び業務マニュアルで別に定める。

附 則

この規則は、平成19年5月23日から施行し、平成20年度に実施する航海から適用する。

附 則（平19規則第69号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

○機構の船舶等により得られたデータ・サンプルの公開細則
(平19細則第5号 平成19年5月23日)

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）データ・サンプル取扱規程（平19規程第3号：以下「取扱規程」という。）第9条、及び機構の船舶等により得られたデータ・サンプル取扱規則（平19規則第2号、以下「取扱規則」という。）第15条に基づき、取扱規程及び取扱規則に定めるデータ・サンプルの公開又は利用に関わる必要な事項を定め、その取扱の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、取扱規程及び取扱規則による。

(公開対象)

第3条 情報管理部署は、原則として課題採択研究者が公開猶予期間内に必要な事後処理を行ったデータを、当該処理内容を明示した上で公開する。なお、情報管理部署は課題採択研究者と協議の上で自ら事後処理を行うことができる。但し、公開猶予期間内に事後処理が行われない場合は航海終了時の状態のデータを公開対象とする。

2 情報管理部署は、画像については、記録媒体の原本に代えて、複写又は電子ファイルを公開対象とすることができる。

3 情報管理部署は、サンプルについては実物（全部又は一部）を公開対象とする。

(公開方法)

第4条 情報管理部署は、データが法令や機構の諸規程等に抵触していないことを確認し、船舶及び航海、データの種類、取得方法等によって整理して公開猶予期間終了後に公開する。

2 課題採択研究者は、第1項とは別の方法でデータを公開する際には、事前に、業務マニュアルに定める事項を確認の上、内容、ウェブサイトのリンク等の情報及び要望を情報管理部署に申請しなければならない。

3 情報管理部署は、前2項によってデータを公開する際には、データ管理部会の審議及びデータ・サンプル取扱責任者の承認を受ける。なお継続的に同様なデータが取得される場合は、将来的なデータの追加も含めて承認を受けることができる。

4 情報管理部署は、ウェブサイトで公開出来ないデータ（以下、「オフラインデータ」という。）及びサンプルを利用に供する場合、次の各号による。

(1) 情報管理部署は、オフラインデータ及びサンプルについてはメタデータをウェブサイトで掲示する。

(2) 情報管理部署は、オフラインデータ又はサンプルの利用目的、対象、期間、責任者等の別に定める事項を明示した申請を受け付ける。

(3) 前号で受理したものについて、情報管理部署は、公開猶予期間終了後のオフラインデータ及びサンプルは申請順に提供する。

(4) 課題採択研究者でない者が公開猶予期間内のデータ・サンプルを利用する場合、又は、課題採択研究者が課題の範囲を超えて公開猶予期間内のデータ・サンプルを利用する場合には、首席研究者及び課題採択研究者の同意を得た上で情報管理部署に申請しなければならない。

(利用条件)

第5条 情報管理部署は、この細則により公開されるデータ・サンプルの利用者に対して次の各号の事項への同意を条件に利用に供する。

(1) 公開されたデータ・サンプルは機構に帰属し、利用者はそれらを利用する権利を認められる。

(2) 機構は、公開したデータ・サンプルを利用した結果については責任を負わない。

(3) 利用者は、公開されたデータ・サンプルを改変、販売してはならない。

(4) 提供に必要な通信費、媒体費用、送料、消耗品代等の実費は利用者の負担とする。

(5) 利用者は、公開されたデータ・サンプルを利用した成果には機構のデータ・サンプルを利用したことを明示する。

(6) 機構は、データ・サンプルの利用に際して取得者等を明示することを求めることができる。

(7) 利用者は、データ・サンプルを利用した成果を公表する場合には、著者（作者）、公表年、タイトル、公表の形式、公表の媒体等の情報と、公表した成果又はその写し1部を機構に対して提出する。

2 情報管理部署は、前項の各号に加えて、データ・サンプルの性質に応じて利用条件を付すことができる。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については細則及び業務マニュアルで別に定める。

附 則

この細則は、平成19年5月23日から施行し、平成20年度に実施する航海から適用する。

○サンプル保管部署設置細則

(平19細則第6号 平成19年5月23日)

(目的)

第1条 この細則は、データ・サンプル取扱規程(平19規程第3号、以下「取扱規程」という。)第4条に基づき、サンプル保管部署及びサンプル保管責任者を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における用語は、取扱規程及び機構の船舶等により得られたデータ・サンプル取扱規則(平19規則第2号)における用語の定義に従うものとする。

(サンプル保管部署)

第3条 サンプル保管部署は、別表の通りとする。

(サンプル保管責任者)

第4条 サンプル保管責任者は、別表の通りとする。

(その他のサンプルの保管責任者)

第5条 前条に定めのないサンプルの保管責任者は、特段の定めがない限り、課題採択研究者とする。

附 則

この細則は、平成19年5月23日から施行し、平成20年度に実施する航海から適用する。

別表

	サンプル保管部署	サンプル保管責任者
岩石サンプル	海洋地球情報部データ統合・解析グループ	海洋地球情報部データ統合・解析グループ グループリーダー
コアサンプル	高知コア研究所 科学支援グループ	高知コア研究所 科学支援グループ グループリーダー

○機構の船舶等により得られたコアサンプル取扱細則
(平19細則第102号 平成19年11月1日)

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）「データ・サンプル取扱規程」（平19規程第3号。以下「取扱規程」という。）第9条及び「機構の船舶等により得られたデータ・サンプル取扱規則」（平19規則第2号。以下「取扱規則」という。）第15条に基づき、取扱規程、取扱規則、「機構の船舶等により得られたデータ・サンプルの公開細則」（平19細則第5号。以下「公開細則」という。）及び「サンプル保管部署設置細則」（平19細則第6号。以下「設置細則」という。）に定められたものの他、機構の船舶等によって得られたコアサンプルの適切な管理、保管及び公開に関わる必要な事項を定め、もってコアサンプルの有効活用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における用語は、取扱規程、取扱規則、公開細則及び設置細則に定めるものの他、以下に定めるところとする。

(1) 「コアサンプル」とは、掘削コア、ピストンコア等の柱状の岩石試料及び堆積物試料をいう。

(適用範囲)

第3条 この細則は、取扱規則第3条に定めるデータ・サンプルに含まれるコアサンプルに対して適用する。

(コアサンプルの提出)

第4条 課題採択研究者は、自らの課題で得られたコアサンプルの船上での管理を行うとともに、コアサンプルを作業部分と保存部分に分割する。

2 課題代表研究者は、当該航海の課題で得られたコアサンプルを取りまとめ、航海終了後すみやかに、保存部分に対して希望する保管方法（常温、冷蔵、冷凍）を含むメタデータを、首席研究者を通じて情報管理部署に提出するとともに、保存部分をすみやかにコアサンプル保管部署に提出する。

3 前2項の規定にかかわらず、取扱規則第7条第2項但し書きに定められた場合においては、課題採択研究者は全量を作業部分と同様に扱うことができる。

4 課題採択研究者は、公開猶予期間内に記載シート、コア写真を含む分析データ（別表仕様による）を情報管理部署に提出しなければならない。

5 課題採択研究者は、分析の後、作業部分に残りが生じた場合は、公開猶予期間内にコアサンプル保管部署に提出する。但し、取扱規則第8条2項但し書きに規定するサンプルに該当するものはこの限りではない。

(コアサンプルの保管)

第5条 コアサンプル保管部署は、第4条に従って提出されたコアサンプルを、合理的な範囲

内で可能な限り、課題採択研究者より提出された希望保管方法に従い保管する。

2 情報管理部署は、メタデータを保管、管理するとともに、コアサンプル保管部署が参照できるようにする。

3 コアサンプル保管部署は、コアサンプルに統一的な管理番号を付与し、メタデータとの対応情報を情報管理部署に提供する。

4 コアサンプル保管責任者は、原則として保管期間が10年を経過したコアサンプルについて、保管の継続、譲渡又は廃棄のいずれの措置を行うか決定するが、譲渡又は廃棄を行うこととする場合は、取扱規則第12条に定める手順で、譲渡又は廃棄する。

(コアサンプルの公開)

第6条 情報管理部署は、提出されたメタデータ、分析データ等を公開細則第4条に従い公開する。

(コアサンプル利用申請の受理)

第7条 情報管理部署は、利用者からのコアサンプル利用申請を受け、申請内容が法令や機構の諸規程等に抵触しないことを確認した上で受理し、コアサンプル保管部署に通知する。

(コアサンプルの利用)

第8条 コアサンプル保管部署は、第7条のコアサンプルが公開猶予期間内のサンプルであっても、首席研究者及び課題採択研究者との協議が整った場合には、取扱規程第6条第2項に基づき、当該コアサンプルを利用に供することができるものとする。この場合、コアサンプル保管部署はその旨を情報管理部署に通知する。

2 コアサンプル保管部署は、第7条のコアサンプルが公開猶予期間終了後のサンプルである場合、コアサンプルを情報管理部署への申請順に利用に供する。この際、コアサンプル保管部署は課題採択研究者及び情報管理部署に利用状況を通知する。

3 前2項の規定に基づくコアサンプルの利用者との授受は、原則としてコアサンプル保管部署において行ない、サンプリングはコアサンプル保管部署の立ち会いの下で利用者が行なう。

(利用期間及び利用結果の提出)

第9条 コアサンプル保管部署は、この細則により利用に供されるコアサンプルの利用者に対して次の各号の事項への同意を利用の条件とする。

(1) 利用者のコアサンプルの利用期間は、原則として1年以内とする。

(2) 利用者は、コアサンプルを利用することにより得られた分析データもしくはこれに代わる利用結果を情報管理部署に提出しなければならない。

(3) 利用されたコアサンプルに残りが生じた場合は、利用期間内にコアサンプル保管部署に返却する。但し、利用期間中に当該残部分が保管に値しない状態になったとコアサンプル保管部署の長が認めたサンプルはこの限りではない。

附 則

この細則は、平成19年11月1日から施行する。但し、平成20年度航海で得られたデータ・サンプルから適用する。

別表： 公開猶予期間内に提出すべき分析データ

分析データの種類	使用機器および提出方法	提出すべき情報	備考
コア記載データ	J-CORESを利用したVCD(Visual Core Description)によるコア記載シート	①クルーズおよびコア情報（航海名、ログ番号、コア番号等） ②記載情報（描画記載、岩相記載等） ③記載者情報	VCDを利用できない場合には様式1の「コア記載シート」を提出する
コア写真	コアイメージロガーおよびデジタルカメラによる画像ファイル	①セクション写真（スケール、コア-セクション番号入り） ②コア集合写真（スケール、コア-セクション番号、標準色彩表入り）	最低撮影解像度は300dpiとする
非破壊物性解析データ	マルチセンサーコアロガー（MSCL）	γ線吸収密度、P波速度、帯磁率、電気比抵抗データおよび標準試料測定データ（適宜）	・データは生データおよび補正データを提出すること ・測定できない項目がある場合はその理由とコア情報を記載したレポートを添付すること

○機構の船舶等により得られた岩石サンプル取扱細則
(平19細則第103号 平成19年11月1日)

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）「データ・サンプル取扱規程」（平19規程第3号。以下「取扱規程」という。）第9条及び「機構の船舶等により得られたデータ・サンプル取扱規則」（平19規則第2号。以下「取扱規則」という。）第15条に基づき、取扱規程、取扱規則、「機構の船舶等により得られたデータ・サンプルの公開細則」（平19細則第5号。以下「公開細則」という。）及び「サンプル保管部署設置細則」（平19細則第6号。以下「設置細則」という。）に定められたものの他、機構の船舶等によって得られた岩石サンプルの適切な管理、保管及び公開に関わる必要な事項を定め、もって岩石サンプルの有効活用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における用語は、取扱規程、取扱規則、公開細則及び設置細則に定めるものの他、次の各号の定めるところとする。

(1) 「岩石サンプル」とは、固形非定形の岩石試料であって、機構の船舶等により得られたコアサンプル取扱細則(平19細則第 号)第2条に定めるコアサンプルを除くものをいう。

(2) 「分析データ」とは、岩石サンプルの分析によって得られた薄片写真、鉱物組み合わせ、化学分析データ等の各種データをいう。

2 「公開猶予期間」は、岩石サンプルについては2年とし(以下「サンプル公開猶予期間」という。)、分析データについては5年(以下「分析データ公開猶予期間」という。)とする。

(適用範囲)

第3条 この細則は、取扱規則第3条に定めるデータ・サンプルに含まれる岩石サンプルに対して適用する。

(岩石サンプルの提出)

第4条 課題採択研究者は、自らの課題で得られた岩石サンプルの船上での管理を行うとともに、岩石サンプルを作業部分と保存部分とに分割する。

2 課題代表研究者は、当該航海の課題で得られた岩石サンプルを取りまとめ、航海終了後すみやかに、岩石サンプルが特定できる写真、記載並びにメタデータを首席研究者を通じて情報管理部署に提出し、保存部分を岩石サンプル保管部署に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、取扱規則第7条第2項但し書きに定められた場合においては、課題採択研究者は全量を作業部分と同様に扱うことができる。

4 課題採択研究者は、分析データ公開猶予期間内に分析データを情報管理部署に提出しなければならない。

5 課題採択研究者は、分析の後、作業部分に残りが生じた場合は、サンプル公開猶予期間内に岩石サンプル保管部署に提出する。但し、取扱規則第8条2項但し書きに規定するサンプルに該当するものはこの限りではない。

6 既に保存部分が提出されている岩石サンプルについて、追試検証等のために作業部分の一部を課題採択研究者が継続的に保管する希望を申し出た場合には、岩石サンプル保管責任者はこれを認めることができる。当該岩石サンプルの保管内容に変更がある場合は、課題採択研究者は、その都度遅滞なくその内容を情報管理部署に報告しなければならない。

(岩石サンプルの保管)

第5条 岩石サンプル保管部署は、第4条に従って提出された岩石サンプルを統一的な管理番号を付して保管する。

2 情報管理部署は、メタデータを保管、管理するとともに、岩石サンプル保管部署が参照できるようにする。

3 岩石サンプル保管責任者は、原則として保管期間が10年を経過した岩石サンプルについて、保管の継続、譲渡又は廃棄いずれの措置を行うか決定するが、譲渡又は廃棄を行うこととする場合は、取扱規則第12条に定める手順で譲渡又は廃棄する。また、保管期間が8年を経過した岩石サンプルについては、適切な媒体において写真、記載などを広く公開し、学術、啓発目的の譲渡申し込みを受け付けるものとする。

(岩石サンプルの公開)

第6条 情報管理部署は、提出されたメタデータ、分析データを公開細則第4条に従い公開する。

(岩石サンプル利用申請の受理)

第7条 情報管理部署は、利用者からの岩石サンプル利用申請を受け付け、申請内容が法令や機構の諸規程等に抵触しないことを確認した上で受理する。

(岩石サンプル保管部署が保管している岩石サンプルの利用)

第8条 情報管理部署は、第7条において申請を受理した岩石サンプルが岩石サンプル保管部署で保管しているサンプルである場合には、岩石サンプル保管部署に申請を受理した旨及び申請の内容を通知する。

2 岩石サンプル保管部署は、第1項の岩石サンプルが分析データ公開猶予期間内のサンプルであっても、首席研究者及び課題採択研究者との協議が整った場合には、取扱規程第6条第2項に基づき、当該岩石サンプルを利用に供することができるものとする。この場合、岩石サンプル保管部署は、その旨を情報管理部署に通知する。

3 岩石サンプル保管部署は、第1項の岩石サンプルが分析データ公開猶予期間終了後のサンプルである場合、岩石サンプルを情報管理部署への申請順に利用に供する。

4 前2項の岩石サンプルの利用者との授受は岩石サンプル保管部署が行い、利用状況を情報管理部署に通知する。原則として、授受は岩石サンプル保管部署において行い、岩石サンプル保管部署立ち会いの下で利用者がサンプリングを行なう。

(課題採択研究者が保管している岩石サンプルの利用)

第9条 情報管理部署は、第7条において申請を受理した岩石サンプルが課題採択研究者の保管しているサンプルである場合には、岩石サンプル保管部署及び課題採択研究者に申請を受理した旨及び申請の内容を通知する。

2 岩石サンプル保管部署は、第1項の岩石サンプルが分析データ公開猶予期間内のサンプルであっても、首席研究者及び課題採択研究者との協議が整った場合には、取扱規程第6条第2項に基づき、当該岩石サンプルを利用に供することができるものとする。この場合、岩石サンプル保管部署は、その旨を情報管理部署に通知する。

3 岩石サンプル保管部署は、第1項の岩石サンプルが分析データ公開猶予期間終了後のサンプルである場合、岩石サンプルを情報管理部署への申請順に利用に供するよう課題採択研究者に連絡する。

4 前2項の岩石サンプルの利用者との授受は課題採択研究者が行い、利用状況を岩石サンプル保管部署及び情報管理部署に通知する。

(利用期間及び利用結果の提出)

第10条 岩石サンプル保管部署は、この細則により利用に供される岩石サンプルの利用者に対して次の各号の事項への同意を利用の条件とする。

(1) 利用者の岩石サンプルの利用期間は、原則として1年以内とする。

(2) 利用者は、岩石サンプルを利用することにより得られた岩石サンプルの分析データもしくはこれに代わる利用結果を情報保管部署に提出しなければならない。情報管理部署は提出された分析データ等を課題採択研究者に通知する。

(3) 利用者は、利用した岩石サンプルに残りがある場合は、利用期間内にその岩石サンプルを、当該サンプルの授受をした岩石サンプル保管部署又は課題採択研究者に返却するものとする。但し、利用期間中に、当該残部分が保管に値しない状態になったと岩石サンプル保管部署の長が認めたサンプルはこの限りではない。

附 則

本細則は、平成19年11月1日から施行する。但し、平成20年度航海で得られたデータ・サンプルから適用する。